

《 函南町民の方、函南町で店舗等営業している方へ 》

町内建設業界の活性化を図るため町内の住宅・店舗等のリフォーム工事にかかる費用の一部 **【最大 20 万円】** を助成します



令和6年度 函南町商工会

リフォーム助成事業

5月21日(火)

受付開始!

※町の補助金が無くなり次第終了※

申請・受付 函南町商工会

- 申請関係書類等は、リフォーム助成事業登録施工業者を通して提出してください。

助成対象者

- 次の①・②の条件を満たした町民（住民登録者）および法人（町内に本社又は本店等の登記）が対象です。
- ①町税等を滞納していない町民等
- ②登録施工業者を利用して住宅等のリフォームを行う者

助成対象建物 函南町内の固定資産評価を受けた住宅・店舗等

【住宅】

- ①居住用として利用している場合が対象です。

【店舗等】（大規模小売店舗及びチェーン店等を除く）

- ①現に町内で店舗等営業をしている場合が対象です。
- ②貸主の承諾があれば、借主が行う賃貸店舗のリフォームが可能です。

【住宅・店舗等共通】

- ①昭和56年6月以降に建築され、又は工事に着手した住宅・店舗等とします。但し、昭和56年5月以前の住宅等でも、耐震診断を行い耐震性のある住宅等及び耐震補強済の住宅等は対象となります。
- ②事業期間中、同一建物・同一申請者につき1回限り有効です。
- ③過去に函南町商工会リフォーム助成事業の助成交付を受けた工事箇所は対象外となります。

助成対象工事

- ①対象建物にかかる修繕、改良および改築、屋根・外装の塗り替え、壁紙の張替え、トイレ・お風呂・洗面所・台所などの改修工事。
- ②屋内の手すり、スロープなどの設置工事。
- ③ブロック塀・石塀・レンガ塀を安全な塀（根入り30cm以上の基礎工事かつ金属フェンスなどの軽い柵）に改善する工事。ただし、部分的な一部工事は不可。
- ④工事費の総額が5万円以上（消費税抜き）の工事。かつ、交付決定を受けた後に着工、令和7年1月末日までに工事完了、令和7年2月末日までに工事代金の支払（振込送金に限る）および工事完了報告書を提出できる工事。

助成対象外工事

- ①造園、門扉、堀などの外構工事・舗装工事。
- ②ソーラーパネル設置工事。
- ③機器単品での交換や更新が可能な設置工事。（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）
- ④住宅・店舗等とは別棟の倉庫、車庫・フェンス等の工事。
- ⑤リフォームを伴わない解体工事。
- ⑥下水道工事、浄化槽工事。
- ⑦不動産取引業に関する内容の工事。
- ⑧町などの補助事業（介護・耐震工事等）との併用はできません。

助成金額

- ①工事費総額の5万円以上（消費税抜き）の20%、上限20万円とさせていただきます。
- ②助成金額の計算後、1,000円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てます。
- ③工事費が減額となった場合、助成金額も減額後の工事費（消費税抜き）の20%（1,000円未満切り捨て）に変更させていただきます。

令和6年度函南町補助事業

お問合せ先 / 函南町商工会

〒419-0114 函南町仁田 68-2 TEL 055-978-3995

詳細はホームページをご覧ください <https://kannamisci.jp/reform/>

